

熊本県公報

第 1 1 2 5 9 号
平成 17 年 5 月 11 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業所の指定.....(高齢者支援総室) 1
- 熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項.....(職業能力開発課) 1
- 保安林の指定に関する予定.....(森林保全課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定.....(") 2
- "(") 2
- "(") 2
- 指定居宅介護支援事業所の指定.....(高齢者支援総室) 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定.....(森林保全課) 3
- 熊本県総合福祉センターの使用料の収納事務委託.....(健康福祉政策課) 3

公 告

- 定款変更認可.....(農村計画課) 3
- 春日池上線の事業計画変更認可.....(新幹線都市整備総室) 3
- 春日池上線の事業計画認可.....(") 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出.....(商工政策課) 4
- 建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく監督処分.....(監 理 課) 4
- 開発行為に関する工事の完了.....(建 築 課) 5
- "(") 5
- "(") 5
- 基本測量の実施.....(監 理 課) 5

登 載 依 頼

- 熊本県地価調査委員会の開催.....(土地資源対策課) 6

告 示

熊本県告示第 581 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成 17 年 5 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業 者 名	指 定 年 月 日
ケアライフ 水俣市浜 4083 番地 187	有限会社ケアライフ	平成 17 年 5 月 1 日

熊本県告示第 582 号
熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 17 年 5 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項
熊本県訓練手当支給要項（昭和 62 年熊本県告示第 277 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 15 号を次のように改める。

(15) 削除
附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 17 年 4 月 1 日前に受けた職業訓練に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

熊本県告示第583号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年5月11日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字川嶽字山瀬 3391、3392
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに坂本村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第584号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年5月11日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第585号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年5月11日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年5月11日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第587号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年5月11日

熊本県知事 潮谷義子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
くまべ 玉名市中33番地	医療法人寿孝会	平成17年4月27日

熊本県告示第588号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年5月11日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第589号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成17年5月11日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 委託の内容
熊本県総合福祉センター条例第6条に規定する使用料
- 2 委託の相手方
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会 熊本県熊本市南千反畑町3番7号
- 3 委託する日
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- 4 契約締結日
平成17年3月30日

公 告

熊本県公告第366号

熊本市高砂土地改良区理事長藤本陸奥雄から平成17年4月11日付けで申請のあった定款変更については、平成17年4月21日付けで認可した。

平成17年5月11日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県公告第367号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年5月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成17年九州地方整備局告示第62号熊本都市計画道路事業3・2・62号春日池上線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市春日一丁目15番25号
- 4 事業施行期間 平成14年2月4日から平成29年3月31日まで
- 5 事業地
収用の部分 平成14年九州地方整備局告示第11号の事業地のうち熊本県熊本市春日一丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分 平成14年九州地方整備局告示第11号の事業地のうち熊本県熊本市春日一丁目地内において事業地を変更する。

熊本県公告第368号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年5月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成17年九州地方整備局告示第79号熊本都市計画道路事業3・2・62号春日池上線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市東町三丁目11番63号
- 4 事業施行期間 平成17年3月31日から平成25年3月31日まで
- 5 事業地
収用の部分 熊本県熊本市春日四丁目、春日五丁目及び池上町地内
使用の部分 熊本県熊本市春日四丁目、春日五丁目、春日六丁目及び池上町地内

熊本県公告第369号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成17年5月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニー水前寺店
熊本県熊本市水前寺一丁目17番29号
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行うものの開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
変更後 24時間営業
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前8時30分から午後11時30分まで
変更後 24時間
- 3 変更する年月日
平成17年5月25日
- 4 変更する理由
営業方針の変更
- 5 届出年月日
平成17年4月22日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成17年5月11日から平成17年9月11日まで

熊本県公告第370号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づく処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成17年5月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成17年4月27日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
(1) 有限会社木本組
球磨郡相良村柳瀬 985-163
代表取締役 木本 哲夫
熊本県知事許可（般-14）第11586号

- (2) 有限会社末永興産
八代市鼠蔵町 280-8
代表取締役 末永 正則
熊本県知事許可(般-14)第 06773 号
- (3) 合資会社福田建設
八代市清水町 1-24
代表者 福田 勝英
熊本県知事許可(般特-12)第 01728 号
- 3 処分の内容
建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記業者については、営業所又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成 17 年 3 月 14 日付けで公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。
このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に該当すると認められる。

熊本県公告第 371 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 5 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市日の出町 1327 番 3、同 1327 番 4、同 275 番 1、同 275 番 2、同 275 番 3、同 275 番 4、同 275 番 5、同 275 番 6、同 275 番 7、同 275 番 8、同 275 番 9、同 275 番 10、同 275 番 11、同 275 番 12、同 275 番 13、同 275 番 14、同 275 番 15、同 275 番 16、同 275 番 17、同 275 番 18、同 275 番 19、同 275 番 20
4,656.92 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
荒尾市大島 103 番地 2
有限会社日新商会

熊本県公告第 372 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 5 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字杉水字中水迫 3648 番 1 の一部
3,934.53 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡西合志町大字御代志 820 番地 8
有限会社工藤アルミ商会

熊本県公告第 373 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 5 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(2 工区)
球磨郡球磨村大字渡乙字地下 360 番 1、同 361 番 1、同 362 番 1、同 363 番、同 364 番、同 365 番、同 366 番、同 367 番、同 368 番、同 369 番、同 370 番、同 371 番、同 372 番 1、同 389 番の一部、同 390 番の一部、同 391 番の一部、393 番の一部、394 番の一部、395 番、396 番、397 番、398 番、399 番、400 番、408 番、409 番、410 番、411 番、413 番、414 番、415 番、416 番、417 番 3、420 番 1 並びに里道及び水路の一部
10,932.32m²
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
球磨郡球磨村大字渡丙 1730 番地
球磨村

熊本県公告第 374 号

測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成17年5月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量(基準点測量)	平成17年5月20日から 平成17年12月20日まで	八代市、玉名市、山鹿市、牛深市、玉名郡横島町、 阿蘇郡南小国町及び小国町、上益城郡御船町及び 益城町、八代郡東陽村並びに球磨郡五木村

登 載 依 頼

熊本県地価調査委員会公告第1号

熊本県地価調査委員会の会議を、次のとおり開催する。

平成17年5月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成17年5月17日(火)
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館6階 地域振興部会議室
- 3 議題
平成17年度地価調査の概要について
- 4 傍聴人の定員
5人
- 5 傍聴手続き
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県地価調査委員会事務局(熊本県地域振興部 土地資源対策課 土地利用対策班)
(電話 096-383-1111 内線 3589)